

2024年4月12日

佐竹台地区連合自治会 4月定例会レジメ

佐竹台地区連合自治会

[日 時] 2024年4月12日(金) 午後7時～

[場 所] 佐竹台市民ホール 2階 大会議室

【連絡事項】

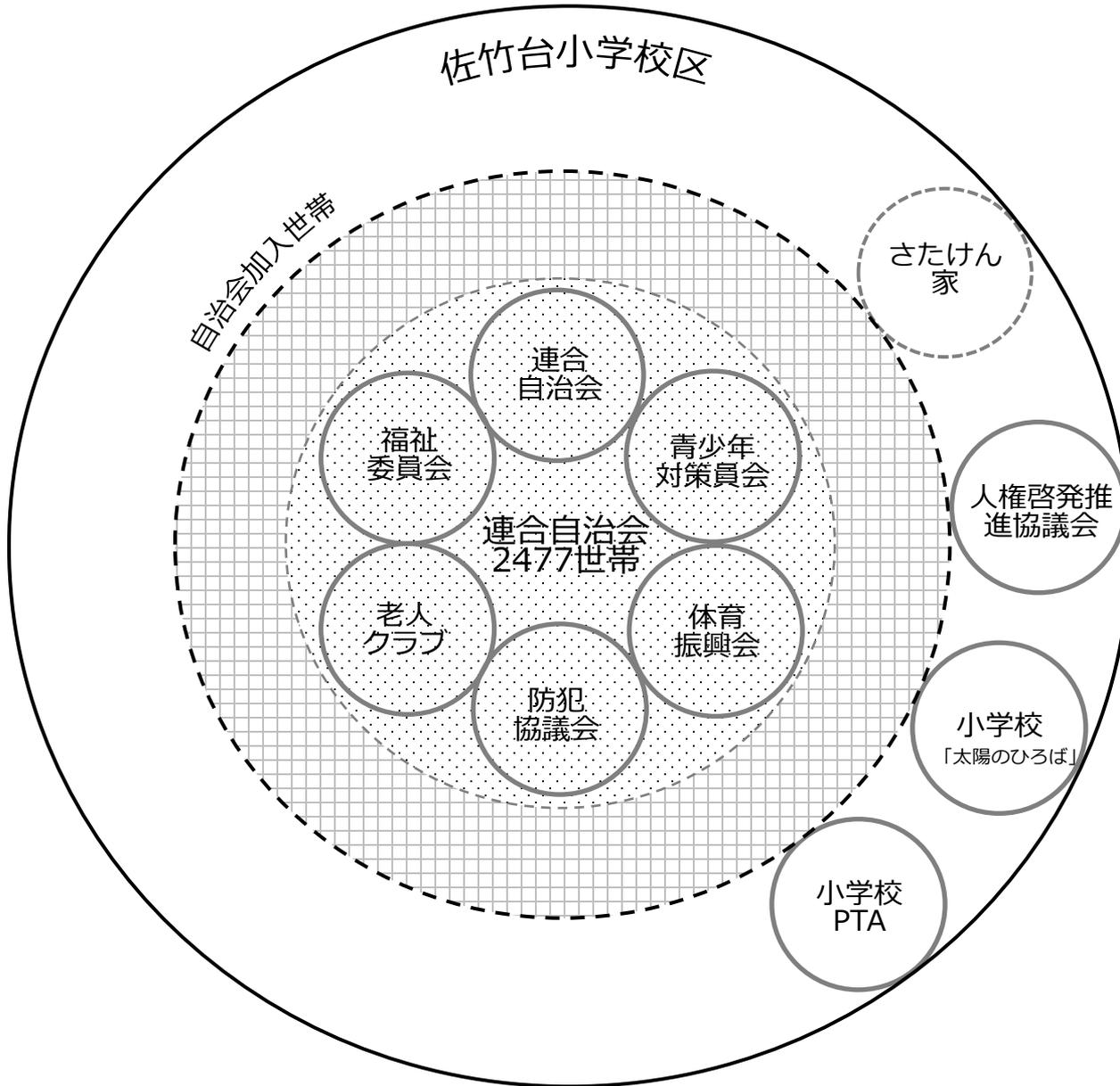
1. 佐竹台地区の活動概要 【資料 ①】
 - ・佐竹台「地区」とは、佐竹台小学校校区の意(佐竹台1丁目～6丁目と佐井寺4丁目)
 - ・連合自治会、青少年対策委員会、福祉委員会、体育振興会、防犯協議会、老人クラブ連合会他
2. 佐竹台地区連合自治会定例会 【資料 ②】
 - ・毎月第二金曜日、午後7時～、佐竹台市民ホールにて開催(但し8月、1月は開催ナシ)
 - ・会長さんが出席できない場合は代理の方の出席をお願いいたします
 - ・吹田市からの連絡事項・通達等を連絡
 - ・佐竹台に関する行事・工事・一般情報等の連絡と紹介
 - ・各自治会からのお困り事等の共有と対応についての意見交換等
 - ・佐竹台地区連合自治会会則をご参照ください
3. 佐竹台市民ホール Wi-Fi 接続
 - ・吹田市により設置され有害サイトへの接続は制限されている。接続後1時間で切れる設定
 - ・接続時のパスワードは事務員さんにご確認ください
 - ・万一事件等に使用された場合を考慮し、接続履歴が記録されています
4. 佐竹台のホームページ ⇒ 「さたけだいまちづくりネットワーク」にて検索 ⇒ まちネット通信56号のQRコード参照
・地域情報や行事のお知らせ等に加え、回覧板内容も都度掲載しています ⇒ [デジタル回覧] 【資料 ③】
5. 防犯カメラ(佐竹台1丁目～6丁目)
 - ・2018年15台設置、2023年12月8台増設、計23台
 - ・吹田市危機管理室が管理。画像確認は原則、吹田警察署と吹田市危機管理室
6. 防災関連
 - ・照明灯3台購入
7. 連合自治会総会
 - ・5月10日(金) 総会時に連合自治会費(年間一戸あたり¥500)の納入をお願いいたします
8. その他 【資料 ④】
 - ・3月定例会での各自治会長さん意見、感想
 - ・新自治会長さんの自己紹介

以 上

次回 佐竹台連合自治会 通常総会 : 2024年5月10日(金) 午後7時～

佐竹台小学校区の地域活動概要

2024年4月12日



[各種団体]

- 連合自治会
単一自治会の協力を得て地域行事や安全活動の企画、実施、取りまとめ等
- 福祉委員会
ふれあい昼食会などの高齢者支援 や子育て支援等
- 体育振興会
スポーツ教室実施、学校体育施設の開放等
- 青少年対策委員会
地域の子どものための健全育成のための取組み
- 防犯協議会
登校見守り、地域パトロールや行事の際の安全性維持
- 人権啓発推進協議会
吹田市や佐竹台にて人権尊重に関わる啓蒙活動の実施
- 老人クラブ連合会
健康増進、文化教養に加え各種行事への協力

佐竹台地区連合自治会会則

(各称及び事務所)

第1条 本会は佐竹台地区連合自治会と称し、事務所を佐竹台市民ホール内に置く。

(目的)

第2条 本会は、自治会相互の連携をもって、住民福祉及び生活環境の向上に寄与することを目的とし、行政及び関係機関・団体と相協力し、綿密な連絡調整を図る。

(組織)

第3条 本会は、佐竹台地区にある各自治会をもって組織する。

(役員)

第4条 本会に下記の役委員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	2名
監事	2名
相談役	若干名

(役員を選出及び任期)

第5条 役員は、第3条により構成された現代表もしくはかつての代表の中から、前記現代表が選出し、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。また会長は副会長経験者から選出する。

なお、相談役については、第4条の役員の推薦によるものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会長の仕事を代行する。
3. 理事のうち、庶務担当理事は本会の仕事を担当する。
4. 理事のうち、会計担当理事は本会の会計を担当する。
5. 監事は、会計を監査する。

(総会)

第7条 本会は、年1回の総会を開催する。

(定例会)

第8条 本会は、各自治会代表者をもって構成し、毎月1回定例会を開催する。

(専門部会)

第9条 本会において必要と認めた場合は、定例会の承認のもと、専門部会を設けることができる。

(運営経費及び会計)

第10条 本会の運営経費は、自治会の会費及び寄付金その他をもって充てる。

(会費は、年間1戸当たり500円)

2. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計担当理事は収支決算を本会に報告し、承認を受けるものとする。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で審議し、定例会で決定する。

(付則)

1. 本会則は、平成9年5月16日から施行する。
2. 本会則を改正するに、総会出席者の2分の1以上の同意を要する。
3. 本会則は、平成14年5月17日から改正施行する。
4. 本会則は、平成30年5月13日から改正施行する。

佐竹台まちづくりネットワーク

ホームページのご案内

● ホームページ (トップページ)

左下の「メニュー」より「メニュー一覧」にアクセスできます



トップページの一番上



メニュー →

=====
以下はトップページよりアクセスできます
=====

● まちネット通信 最新号 (直近の発行)



トップページの写真の下



← 最新号
← バックナンバー

● まちネット通信 バックナンバー



● 地域活動

ジャンル別に各活動内容と当面の開催日時を掲載しています

- 地域スポーツ
- 子どもの居場所 & 子育て支援
- シニア・高齢者向けプログラム
- 地域プログラム

● デジタル回覧 【「最近のアップデート」欄より】

市民ホールにて配架の都度アップ(過去1年間分)しています



トップページの下の方



← デジタル回覧

● 定例会報告 【メニュー「連合自治会」より】

レジメ他の配布資料一式を掲載しています



● 四季折々の風景 【メニュー「写真ギャラリー」より】

トップページに掲載の写真の原写真のバックナンバーを掲載しています



● LINE公式アカウント「佐竹台まちづくりネットワーク」の(友だち)登録のお願い



連合自治会定例会（2024年3月8日）での意見等まとめ

佐竹台地区連合自治会 吉田

- ・市民体育祭が開催出来てよかった
- ・佐竹公園トイレの北側道路に駐車している車の中に不審な人がいるようで心配
- ・共通性のある住宅形態（集合住宅、戸建等）での各取り組みにつき聞きたかった
- ・この会議室（市民ホール2階第一第二会議室）での定例会でマイクを使用してもらえると、発言者の声がよく聞き取れる。次回以降もマイクを使うようにしてほしい
- ・皆さんのいろいろな意見を聞いてよかった
- ・佐竹台のいろいろなことを聞いてよかった
- ・自治会活動での前例踏襲は疑問に思う。単一自治会の会長が変わるごとに変化があつてしかるべき
- ・佐竹台でいろいろな問題があることを知った
- ・コロナの3年間は人の接触、交流、顔を合わせることがなかった
- ・自分の自治会の意義や魅力は何かということ話し合った
- ・これでやっと自治会長を卒業できる
- ・一年間ありがとうございました
- ・代理で自治会長を一年つとめた。地域ぐるみでいろいろなことに取り組むことができればよいと思う
- ・市民体育祭は地域対抗をしたいと思います
- ・デジタル回覧を活用している
- ・各自治会が（佐竹台内で）どこにあるかわからない。自治会のレイアウト、場所がわかるようにすべきでは
- ・以前の定例会にて佐竹台内の地理や場所をわかり易く説明する方策を考えると聞いたが、その後はどうなっているのか
- ・災害時、関西大学プラザの留学生による手伝いもあり得る
- ・木下大サーカス無料券の配付時のチラシ作成では少しお役立ちできたと思う。
- ・回覧物の各班長さんへの配付は結構キツかった
- ・自治会では防災がメインのテーマ。自治会員が減る一方という状況です
- ・回覧物がまわるのに一週間はかかる

（各自治会長からの意見、感想等を順不同に記載しています）